



OKASAN SDGs REPORT

岡三SDGsレポート

Vol.35 | 2025年10月

お客さま用資料

Contents

P.2 : ネイチャーボンド

P.9 : Bond Review ～国際協力機構（JICA）
アフリカ・TICADボンド（サステナビリティボンド）

P.14 : 特集！仙台市グリーンボンド

P.16 : SDGs/ESGニュース

岡三証券株式会社

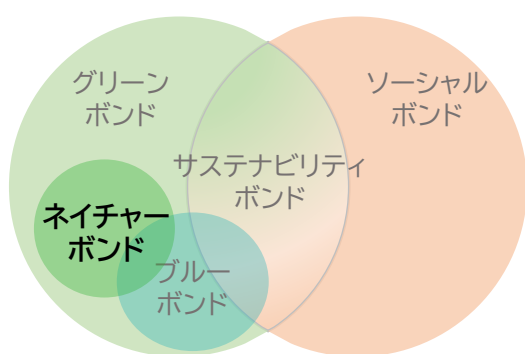


写真: 岡三証券

ICMA、自然関連プロジェクトに フォーカスした実務ガイドを公表

今年1月、世界経済フォーラム(World Economic Forum , WEF)は、年次レポート「Global Risks Report 2025」において、生物多様性損失を10年後の長期リスク第2位に位置付け、世界経済の半分が自然関連リスクに晒されていると警鐘を鳴らした。

(図表1.1.1)資金使途特定型債券の分類



作成: 岡三証券

自然資本への注目が高まる中、ファイナンスの重要性も浮上している。6月26日、国際資本市場協会(ICMA)はネイチャーに関する実務者ガイドとして「Sustainable Bonds for Nature: a Practitioner's Guide」を公表。サステナブルファイナンスは、2014年のグリーンボンド原則策定以降、ソーシャルボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド、トランジションボンドなど、多様なラベル債が発行されるなど、市場での浸透が進んでいる。日本銀行の「気候変動関連の市場機能サーベイ(第4回)」によれば、2024年を境にグリーンボンドを始めとするESG債の世界全体の発行額は減少したものの、日本では引き続き相応の発行が続いている。

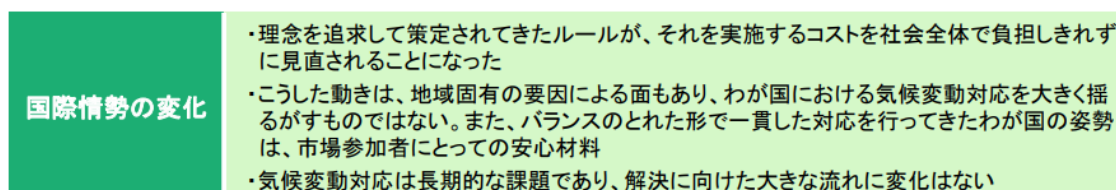
ICMAの新ガイドラインは「ネイチャーボンド」という新たな呼称を正式に導入し、自然関連プロジェクトへの資金動員を加速させる国際標準を示した。本稿では、このガイドラインの内容と策定背景を概説する。

1. 背景

2014年にICMAがグリーンボンド原則(GBP)を策定してから10年余り、サステナブルファイナンス市場は目覚ましい進化を遂げてきた。当初は気候変動対策を中心としたグリーンボンドから始まったこの市場は、2017年のソーシャルボンド原則(SBP)、2020年のサステナビリティ・リンク・ボンド原則(SLBP)、さらにはトランジションボンド(TB)など、社会課題の多様化に応じて様々なラベル債へと拡大。現在、GSS債※市場は6兆ドル規模に達し、企業や政府の持続可能性戦略を支える最大の市場ベース資金調達手段となっている。

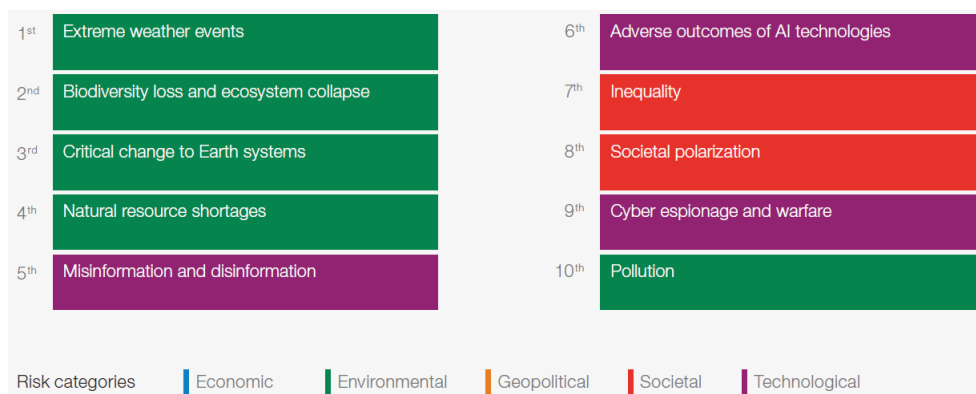
社会情勢に目を向けると、米国では政権交代を背景に気候関連開示規則の見直しが進み、その関係で米国企業のESG債発行は大幅に減少する見込みである。一方で、日本と欧州では、ピーク時より水準は低いものの引き続き相応の発行が維持されている。日本銀行が2025年6月に公表した「気候変動関連の市場機能サーベイ(第4回)」によると、こうした国際情勢の変化が日本の市場参加者に直接的に大きな影響を与えた様子は窺われず、「これまでわが国はバランスのとれた対応をしてきており、大きな影響はない」との声が多く聞かれたという。

(図表1.1.2)国際情勢の変化に対する意見



出所:2025年6月 日本銀行金融市場局 第4回サーベイの調査結果のポイント

(図表1.1.3)長期的なグローバルリスク 上位10項目



出所:WEF(2025. 01) Global Risks Report 2025

WEFは、世界経済の半分が自然関連リスクに晒されていると指摘する。2025年1月にWEFから公表された「Global Risks Report 2025」によれば、今後10年間の長期的なグローバルリスクにおいて、トップ10のうち5項目が環境リスクだ。多様性の損失と生態系の崩壊は第2位にランクされ、前年の第3位から順位を上げた。異常気象(第1位)、地球システムの重大な変化(第3位)、天然資源不足(第4位)、汚染(第10位)と、自然と密接に関連するリスクが上位を独占している状況はもはや、自然資本の問題が、気候変動と並ぶ、あるいはそれ以上に切迫した課題となっていることを示している。

※GSS債 : Green, Social and Sustainability (GSS) Bonds

「自然資本」に対する関心は、2012年6月開催の「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」にて「自然資本宣言」が提唱されたことにより高まった。日本においては、2018年公表の第4次環境基本計画(環境省)でも生物多様性を自然資本として捉えられている。

では、なぜ自然資本と生物多様性がこれほどまでに重要視されているのか。その答えは、私たちの経済活動と自然の関係性にある。WEFの分析によれば、世界経済の半分、約44兆ドルの経済価値創出が、自然とその生態系サービスに中程度または高度に依存している。農林水産業はもちろん、建設業、食品・飲料産業、さらには観光業に至るまで、多くの産業が健全な生態系なしには成り立たない。水の浄化、受粉、気候調節といった生態系サービスは、経済活動の基盤そのものである。

上記のように、人類が自然の恵み(=生態系サービス)を自然から享受しているのにも関わらず、約100万種の動植物が絶滅の危機に瀕している。当たり前のように利用している自然の寄与(Nature's contribution to people(NCP))が失われるということは、将来の経済社会活動の選択肢や幅が失われることになり、最終的には生活基盤の喪失、人類という種の存続にもかかわることである。

認識の高まりを受けて、国際社会は行動を起こしている。2022年12月に採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組(GBF)は、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるための包括的な国際合意となった。この合意の中で特筆されるべきは、陸域と海域の少なくとも30%を保全する「30by30目標」であろう。一方で、これらの目標を達成するためには、年間7,000億ドルの資金調達が必要であるとの試算も公表されている。

(図表1.1.4)昆明・モントリオール生物多様性枠組(GBF)で定められた内容

2050年 ビジョン	2050年 グローバルゴール		
	ゴール A 生物多様性の保全	ゴール B 生物多様性の持続可能な利用	
	ゴール C 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS)	ゴール D 実施手段の確保	
自然と共生する世界の実現			

2030年 ミッション	2030年 グローバルターゲット		
	生物多様性への脅威を減らす ターゲット 1～8	人々のニーズを満たす ターゲット 9～13	実施と主流化のためのツールと解決策 ターゲット 14～23
自然を回復軌道に乗せるために 生物多様性の損失を止め 反転させるための緊急の行動をとる			

出所:環境省 昆明・モントリオール生物多様性枠組ーネイチャーポジティブの未来に向けた2030年世界目標ー

2. ガイドラインの主要内容

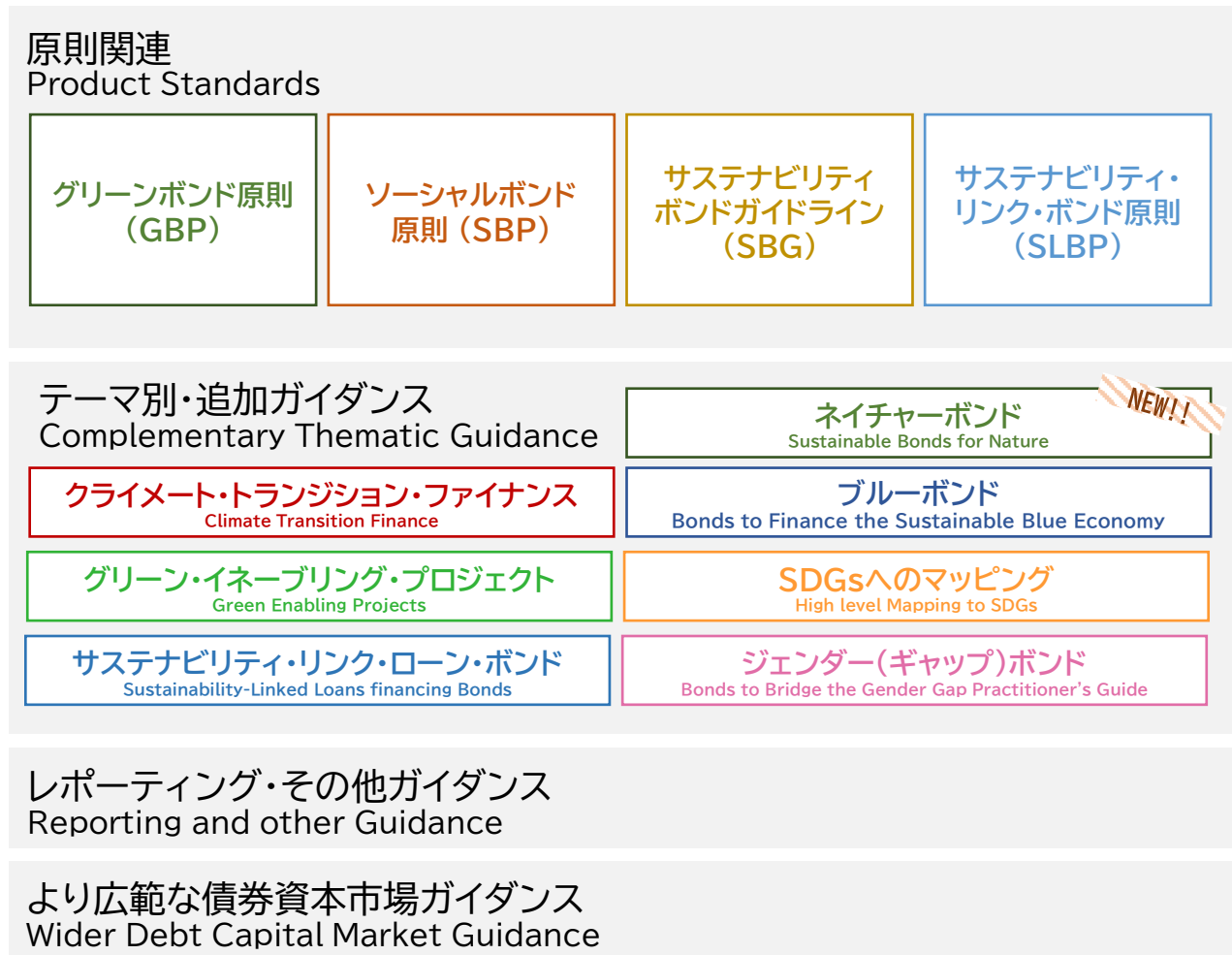
GSS債市場の成熟に伴い、投資家と発行体の双方から、より専門的で詳細なガイダンスへのニーズが高まってきた。ICMAはこれに応える形で、テーマ別の実務ガイドを順次公表。2023年9月には、海洋保全に焦点を当てた「Bonds to Finance the Sustainable Blue Economy (SBEガイド)」を、2024年6月には気候変動対策を支援する“周辺技術及びサービス”を対象とした「Green Enabling Projects Guidance」を発表している。

そして今回、自然・生物多様性を重視した、「Sustainable Bonds for Nature: A Practitioner's Guide (以下、ネイチャーボンドガイド)」を公表し、「ネイチャーボンド」という呼称の導入に至った。ICMAは、ネイチャーボンドを「グリーンボンド原則(GBP)に準拠し、調達資金を”専ら”(Exclusively)自然関連プロジェクトに充当するグリーンボンド」と定義し、これを「副次的呼称(Secondary Designation)」として使用できるとした。

「専ら」という表記により、調達資金はその100%を自然関連プロジェクトに充当する必要がある。たとえ90%が自然関連であっても、10%が太陽光発電などの他の環境プロジェクトに充当される場合は、ネイチャーボンドのラベルは使用できない。このように明確に定義されたことにより、投資家への透明性が確保されるだろう。

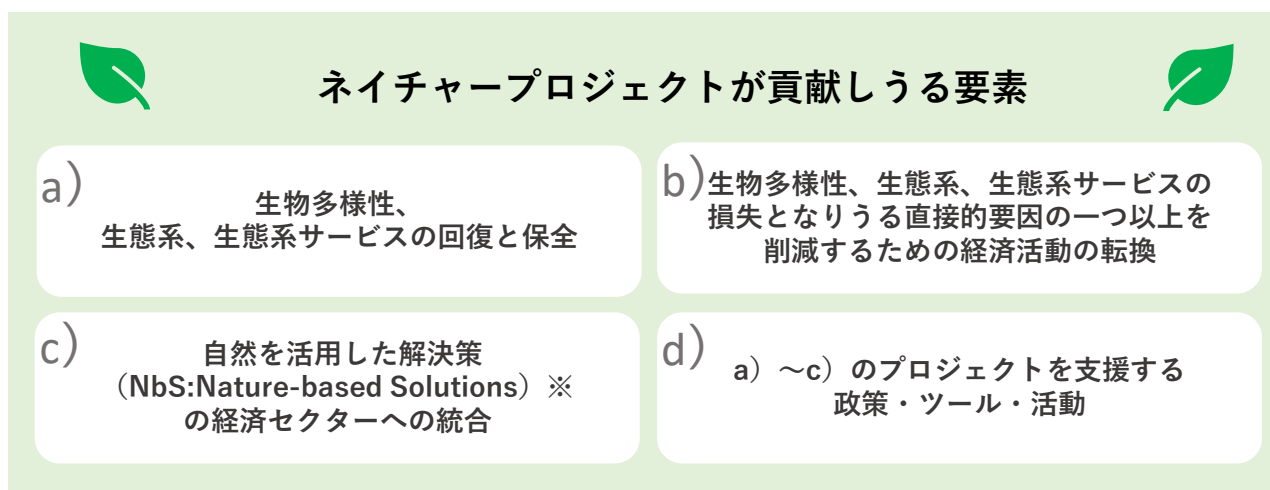
また、“ネイチャーボンドガイド”は新たな原則ではなく、既存のGBPの枠組内で機能する“付属書”のような分類である。資金調達の際には、GBPの4つの中核要素(調達資金の使途、プロジェクトの評価及び選定のプロセス、調達資金の管理、レポーティング)と2つの重要推奨事項(GBまたはSLBフレームワークの策定、外部レビューの取得)を満たすことにより、適合していると見做される。

(図表1.2.1)ICMAプリンシプルマッピング(一部) 2025年版



Mapping of the Principles 2025を基に岡三証券作成

(図表1.2.2)ネイチャーボンドガイダンスで示された4つの要素



※NbS (Nature-based Solutions)

2022年3月の第5回国連環境総会再開セッション(UNEA5.2決議)で「社会、経済、環境課題に効果的かつ順応的に対処し、同時に人間の福利、生態系サービス、強靱性、生物多様性への恩恵をもたらす、自然または改変された陸上、淡水、沿岸、海洋生態系の保護、保全、回復、持続可能な利用、管理のための行動」と定義されている

出所: 環境省 (2025.02) NbSの考え方と近年の動向について https://iprsi.go.jp/files/activity/r5_seminar4_report_01.pdf

各種ガイドラインより岡三証券作成

対象となるプロジェクト

「Sustainable Bonds for Nature: A Practitioner's Guide」では、自然関連プロジェクトがもたらす効果を4つのカテゴリー(a)～(d)(図表1.2.2参照)に分類している。

これらの4つのカテゴリーは、GBPが定める10のグリーン適格プロジェクトカテゴリー全てに関連する場合もある。例えば、「陸上及び水生生物の多様性の保全」カテゴリーはもちろん、「再生可能エネルギー」では生態系への配慮、「持続可能な水資源及び廃水管理」では水生生態系の保全、「クリーン輸送」では野生生物との車両衝突の防止策など、どのグリーンプロジェクトにも自然関連の要素を組み込むことができる。

ただし、これらのプロジェクトは「ビジネス・アズ・ユージュアル(Business as Usual(BAU))」を超えるもの、つまり、「何ら対策を取らずに現状を維持した場合(通常業務)」以上の追加的な環境価値を生み出すプロジェクトである必要がある。

付属書的な位置付けは、2023年9月に公表された「SBEガイド」と同様の構造である。SBEガイドでは、海洋関連プロジェクトを8つのカテゴリーに整理し、それぞれがGBPの10カテゴリーとどう関連するかを示した。今回公表されたネイチャーガイドは、この「テーマ別整理」の考え方を自然・生物多様性全般に拡張したものと言える。なお、海洋・水域関連のプロジェクトは、ブルーボンドとしても、ネイチャーボンドとしても発行可能である。

もたらされるインパクト

ネイチャーボンドにおけるインパクト報告について、CO₂削減量など従来から求められていた指標に加えて、自然特有の詳細な指標をコア指標とその他指標に分けて提示している。コア指標の一例としては、保護地域面積の増加(km²および%)、修復・再生された土地面積(ha)、保護対象種の個体数変化、侵略的外来種の管理面積などの開示が求められている。

3.まとめ

日本国内において「ネイチャーボンド」を検討する際には、いくつか考慮すべき事項があると想定される。

まず、起債規模である。例えば、GSS債の発行に際して、1回当たり通常50～100億円規模の起債が一般的だが、自然関連プロジェクトのみでこの規模を確保することは容易ではない。自治体が発行するグリーンボンドには公園整備、水源環境保全、森林整備といった自然関連プロジェクトが含まれているものの、これらに充当された資金は、発行額全体の一部に留まっている。

次に、収益性の課題がある。太陽光発電や省エネルギー事業と比較して、生物多様性保全プロジェクトは直接的な経済収益を生みにくいという特徴を持つ。さらに、自然保全の成果は本質的に長期的な視点で評価する必要があることも懸念事項であろう。例えば、森林再生プロジェクトの真の成果は、植樹という行為自体ではなく、5年、10年、あるいはそれ以上の期間を経て形成される生態系の健全性にある。生物多様性の回復は、CO₂削減量のような定量的な指標とは区別し、収益面も含め、時間をかけて多面的に評価されるような仕組みが設けられることが、望まれる。

また、日本特有の課題として、里山や里海に象徴される「人と自然の共生」という文化的背景も考慮に値するであろう。日本の自然は長い歴史の中で人々の活動と密接に結びついて形成されており、純粋な「自然」プロジェクトと「社会」プロジェクトを明確に切り分けることは、むしろ日本の実情にそぐわない可能性もあるだろう。

今回のネイチャーボンドガイドライン公表は、国際標準を示したという点で大きな意義がある。国内市場においても、この枠組を参考にしながら、各発行体が自らの状況に応じた形で自然関連プロジェクトへの資金調達を模索していくことになるだろう。

重要なのは、完璧を求めるのではなく、それぞれの実情に応じた形で自然へのポジティブインパクトを追求していくことである。TNFD賛同数で世界をリードし、30by30への参加団体も900団体を超えるなど、自然資本への関心は極めて高い日本において、今後どのようなかたちで取り組みが行われていくのか、その動向に注目したい。

Bond Review

国際協力機構(JICA)

テーマ債「アフリカ・TICADボンド」を起債

「Bond Review」コーナーでは、主に弊社が主幹事を担当したボンドのレビュー記事を紹介している。

Key Points

- 1 年1回のテーマ債として、2回目のアフリカ・TICADボンドを選択。起債時期をTICAD9開催に合わせたことで、より多くの関心を集めることに成功。
- 2 必要とされる情報を確りと発信、幅広い業態より投資家参加を獲得。
- 3 旺盛な需要を背景に、発行額の増額と地方債フラットを実現。

2025年8月8日、独立行政法人 国際協力機構(以下、JICA)は、第83回・第84回国際協力機構債券アフリカ・TICADボンド(サステナビリティボンド)(国内財投機関債)を起債した。JICAによるアフリカ・TICADボンドの発行は、2019年度に続き、2回目。本記事は、同債の起債レビュー。

1. 発行概要

第83回・第84回国際協力機構債券アフリカ・TICADボンド(サステナビリティボンド)の発行概要は以下の通り。

(図表2.1.1)第83回・第84回国際協力機構債券の発行概要

項目	概要	概要
債券の名称	第83回国際協力機構債券	第84回国際協力機構債券
テーマ	アフリカ・TICADボンド	
ESGラベル	サステナビリティボンド	
年限	3年	5年
発行金額	150億円	80億円
需要金額	167億円	101億円
利率	0.923%	1.178%
参加件数	52件	27件
起債スプレッド	国債+9.0bp (C+9.0bp)	国債+13.0bp (C+13.0bp)
条件決定日	2025年8月8日(金)	
資金使途	JICAが行う新規または実施中の有償資金協力事業のうち、アフリカ地域(エジプト及びマダガスカル地域を含む)において実施する事業に充当する予定(但し、石炭火力発電事業への出融資を除く)。	
第三者評価	本債券は国際資本市場協会(ICMA)の定めるサステナビリティボンドの要件に従った債券として、Moody'sよりセカンドパーティーオピニオンを取得している。	
主幹事証券	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(事務) 岡三証券 野村證券 みずほ証券	

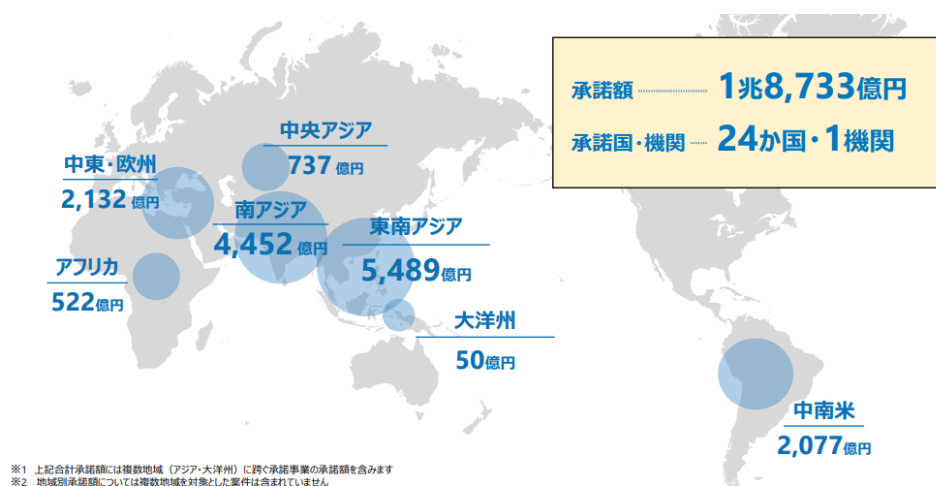
出所：JICA HP 作成：岡三証券

2. JICAの事業

JICAは、本邦ODA事業を担う独立行政法人であり、人間の安全保障と質の高い成長をミッションに掲げる。JICAのミッションは、国際連合の持続可能な開発目標「SDGs」が掲げる「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」と高い親和性があり、事業を通じてSDGsの達成を推進する。

JICA債の調達資金は、JICAが開発途上地域で実施する、新規または承諾済みの有償資金協力事業（円借款および海外投融資）に充当される。このうち、円借款事業は、日本政府によって承諾・閣議決定されたのち、JICA・対象国政府等の借入人間で契約を締結、事業化される。2024年度の有償資金協力承諾実績は、計56件、1兆9,000億円弱、承諾国および機関は24か国・1機関と広範囲に及ぶ。（前年度より1か国増）

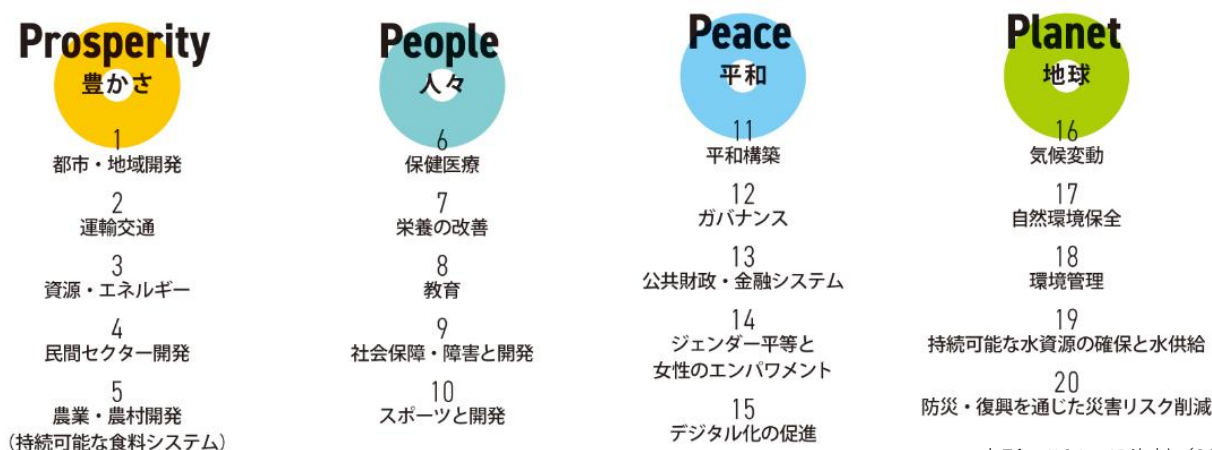
（図表2.2.1）2024年度 有償資金協力承諾実績



出所：JICA IR資料（2025.7）

JICAは、事業の戦略性を強化するため、「Prosperity（豊かさ）」「People（人々）」「Peace（平和）」「Planet（地球）」の4つの切り口の下、20の「JICAグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を策定、中長期的な目標や取組みを明確化した。さらに、それらの目標などを国内外の幅広いパートナーと共有することによって、連携や共創を進め、開発効果の最大化を目指すとしている。

（図表2.2.2）4つの切り口と 20の「JICA グローバル・アジェンダ」



出所：JICA IR資料（2025.7）

3. JICAのテーマ債～2025年度「アフリカ・TICADボンド」

JICAは、年1回、特定のテーマや地域に資金使途を限定する「テーマ債」を発行、今回2025年度は、アフリカ・TICADボンドを選択した。JICAにとって2回目となるアフリカ・TICADボンドは、アフリカの自立的・持続的成長を後押しし、アフリカ向け民間投資の推進を企図し発行。資金使途は、アフリカ地域（エジプト及びマダガスカルを含む）においてJICAが実施する事業に充てられる。

（図表2.3.1）JICAテーマ債 起債推移

2019年度	TICADボンド	2019年8月、横浜で行われた「第7回アフリカ開発会議」（TICAD7）の機会に、アフリカでの事業に調達資金を充当する「TICADボンド」を発行
2020年度	新型コロナ対応ソーシャルボンド	新型コロナ危機対応のため、途上国の保健医療システム・公衆衛生環境の強化、経済対策（途上国中小企業の金融支援等）を目的とする事業に調達資金を充当する「新型コロナ対応ソーシャルボンド」を発行
2021年度	ジェンダーボンド	新型コロナ危機を受け、一層浮き彫りとなった途上国の男女不平等・格差問題に対応するため、ジェンダー平等・女性のエンパワメントを推進する事業に調達資金を充当する「ジェンダーボンド」を2021年9月に発行
2022年度	ピースビルディングボンド	平和な社会の実現に向けた取組みを強化するため、紛争・内戦により影響を受けた国・地域等に対する平和と安定や復興に資する事業に調達資金を充当する「ピースビルディングボンド」を2022年7月に発行
2023年度	防災・復興ボンド	自然災害に強靱な国づくりに向けた取組みを強化するため、防災及び災害からの復興を支援する有償資金協力事業に調達資金を充当する「防災・復興ボンド」を2023年9月に発行
2024年度	ジェンダーボンド（2回目）	新型コロナ禍以降に深刻化したジェンダー格差是正に向け、2回目となる「ジェンダーボンド」を2024年11月に発行。
2025年度	アフリカ・TICADボンド	アフリカの自立的・持続的成長の後押しと民間資金動員の推進を目的に、アフリカ向け事業に資金を充当する「アフリカ・TICADボンド」を2025年8月に発行。第9回アフリカ開発会議（TICAD9）の開催に合わせた。

出所：JICA IR資料（2025.7）

アフリカ・TICADボンドは、従来のJICA債と同様、ICMAサステナビリティボンドガイドラインに基づく「JICAソーシャル/サステナビリティボンド フレームワーク」を適用。資金使途として、JICAがアフリカ地域向けに実施する事業とし、24カ月以内に全額を充当するとした。

（図表2.3.2）第83回・第84回アフリカ・TICADボンド（サステナビリティボンド）フレームワーク

ICMA原則4要件	従来のJICA債（サステナビリティボンド）	アフリカ・TICADボンド（サステナビリティボンド）
資金使途	● 開発途上地域で実施する、新規または承諾済の有償資金協力事業に調達資金が充当されます（石炭火力発電関連事業を除く） ¹⁾	● JICAがアフリカ地域向けに実施する、新規または承諾済の有償資金協力に調達資金が充当されます（石炭火力発電関連事業を除く）
資金充当期間	調達資金は、原則として、当該債券の発行から24カ月以内に全額が充当されます	同左
事業評価・選定プロセス	● 国際標準に基づく評価基準 ²⁾ によって評価・審査され、日本政府・外部専門家を交えた透明性のある事業評価・選定プロセス ● 環境社会配慮ガイドラインに基づき、事業が与える可能性のある環境社会影響を特定及び回避・緩和策を策定し、モニタリングを実施 ● また、事業における気候リスク（ハザード、暴露、脆弱性）の特定や評価を行い、案件形成段階で対応策を検討	同左
資金管理	JICAの財務部により、調達資金が適格事業に充当されるよう追跡・管理を実施。また、調達資金の全額が適格事業に充当されるまでの間は、現金又は現金同等物にて運用を行う	同左
レポート	調達資金の全額が適格事業に充当されるまで、年に1回、JICAのウェブサイト上で資金充当状況及びインパクトに係るレポートを公開する予定。重要な事象が生じた場合は随時開示を行う	同左

出所：JICA IR資料（2025.7）

4. アフリカ・TICADボンド～JICAが目指す アフリカとの「共創」

2050年には世界人口の約4分の1を占めると予測されるアフリカは、豊富な鉱物資源や人口増加を背景として、将来の有望市場として注目される一方、気候変動に起因する自然災害の頻発や、世界的なインフレ、金利上昇による債務問題の深刻化等、多くの課題を抱える。

JICAは、多くのアフリカ諸国が独立を果たした1960年以降、約60年にわたりアフリカと共に歩み、アフリカの利実的な発展に貢献してきた。JICAの協力の中心は「人づくり」であり、アフリカのオーナーシップとともに、日本とアフリカの成長を目指す「共創」を掲げる。日本政府が主導するアフリカの開発をテーマとする国際会議「アフリカ開発会議（TICAD）」は、今年9回目（TICAD9）を迎え、開催地となった横浜市には49か国の代表と国際機関の代表等が集結、“TICAD9横浜宣言”が採択された。JICAは、ODA事業を通じ採択された案件を具現化していくことを担うが、アフリカ・TICADボンドもTICAD9開催に合わせて発行、アフリカの自立的・持続的な成長の後押しと、アフリカ向け民間投資の推進を企図した。

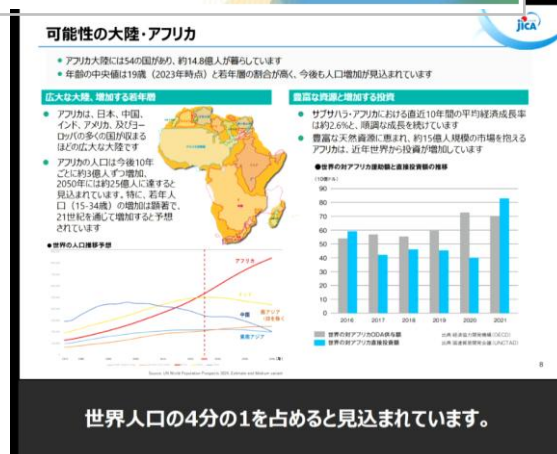
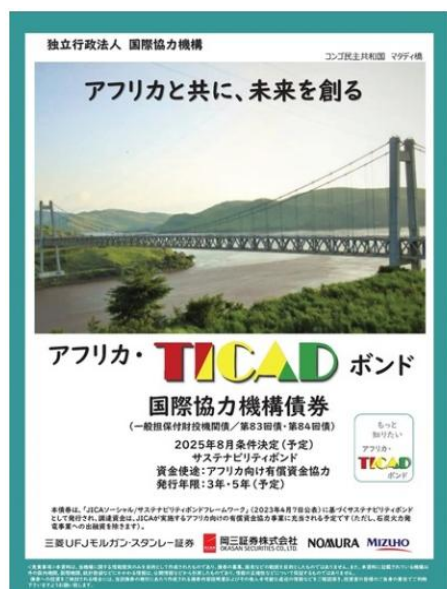
(図表2.4.1)
アフリカにおけるJICAの取組み



出所：JICA IR資料（2025.7）

アフリカ・TICADボンド起債運営は、TICAD9開催機運の醸成とともに、これまでのJICA債同様、市場参加投資家との対話を最優先する形で進められた。個別投資家とのIRミーティングは約70件に達し、また、投資家のさらなる理解を促すため、同ボンド専用リーフレット、AI音声による紹介動画が導入された。

(図表2.4.2)アフリカ・TICADボンドリーフレット(左)と AI音声による同ボンド紹介動画(右)



出所：JICA HP

https://www.iica.go.jp/about/investor/1571076_14943.html

最後に重要な注意事項が記載されていますので、十分にお読みください。

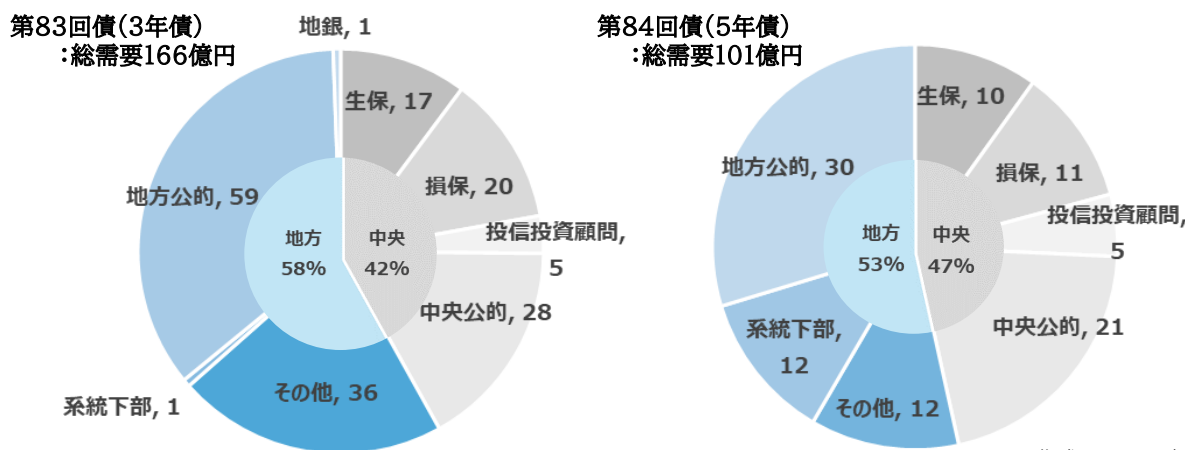
5. 第83回・第84回国際協力機構債アフリカ・TICADボンドの注目ポイント

今起債の注目ポイントとして、以下の3点が挙げられよう。

1点目に、JICAテーマ債としては2回目の「アフリカ・TICADボンド」を選択したことである。また、JICAテーマ債は例年、下期に起債されてきたが、今回債ではTICAD9開催直前のタイミングを起債機会と捉え、上期、8月に実施された。起債運営では約3か月のヒアリング期間を設定、投資家との対話が丁寧に進められた。TICAD9開催が近づくにつれ、テレビ、新聞等メディアにおけるアフリカ関連の報道が増加したことで、投資家の関心もTICAD債へ向かいやすく、アフリカへの民間投資促進の機運醸成を目指す発行体の狙い通り、まさに時機を得たテーマと起債タイミングの選択となった。

2点目に、不安定な市場環境ながらも、中央・地方双方における幅広い業態の投資家からの参加を得たことである。最終的に、3年債・5年債ともに超過需要を獲得、参加投資家件数は、前回テーマ債(第2回ジェンダーボンド)と並ぶ、80件近くとなった。すでに、言葉として幅広く浸透している「ジェンダー」に対し、「アフリカ」地域における事業を資金使途とする今回債は、第1回債の起債実績があるとはいえ6年前であり、投資家理解は未知数と考えられた。しかしながら、前述の通り、約70件の個別IRをはじめ、投資家との丁寧な対話を重ねて理解と共感を獲得。さらに、リーフレット、AI音声による紹介動画、関連イベントの開催など、異なるソースの情報発信ツールを次々と導入、より幅広い投資家層へとJICAの取組みを浸透させた。

(図表2.5.1)第83回・第84回国際協力機構債券における業態別投資家需要(額面ベース)



3点目に、幅広い業態からの旺盛な需要に応える形で発行予定額の増額(総額200億円から230億円へ増額)を決定するとともに、起債スプレッドでは、4-7月で先行した財投機関債が地方債+1bpで条件決定するも、地方債と同水準(フラット)で着地したことである。「アフリカ・TICADボンド」のもと、充実した情報発信、丁寧な投資家対応、TICAD9開催、JICA初の起債年限3年債の選択等、すべての要素が相乗効果を発揮して結果を導き出した、テーマ債ならではの起債であったと言える。

JICAによるテーマ債「アフリカ・TICADボンド」は、テーマの選択、起債タイミング、および起債運営全てが結果に反映される好事例となった。投資家にとって、“投資の理由”とともに、“投資インパクト明確化”の重要性が増すなか、これを兼ね備える「テーマ債」という起債形態には、今後、ますます注目が集まろう。

仙台市は 東北で初めて グリーンボンドを 発行した自治体です

仙台市では令和4年度に東北の自治体では初となるグリーンボンドを発行しました。

通常の市債と異なり、グリーンボンドは調達資金の用途を環境改善事業に限定することで、確実に防災環境都市づくりや脱炭素社会の実現に資する事業に充当されることを保証します。これにより、投資家の皆様には投資を通じてリターンを得られるとともに、SDGsの達成に貢献していただくことができます。防災環境都市づくりの加速、脱炭素社会の実現へも貢献する資金調達手法として、グリーンボンドは本市の政策目標と投資家の皆様の社会貢献への想いを結ぶ重要な仕組みとなっています。

挑戦を続ける、新たな杜の都へ

仙台市グリーンボンド

愛称: 杜の都・グリーンボンド
“The Greenest City” SENDAI

東日本大震災の教訓を踏まえた、
将来の災害や気候変動リスクなどの脅威にも備えた

「しなやかで強靱な都市」へ。

仙台市が目指す防災環境都市

仙台市の「防災環境都市」づくりは、杜の都の豊かな環境を基礎とし、東日本大震災の経験や教訓を踏まえた快適で防災力の高い都市を創造するとともに、都市ブランドとして磨き上げていくことを目指すものです。強靱さや回復力といった防災性や、生活環境、自然環境、都市環境といった快適性の他、地球環境を重視した脱炭素の視点も含まれています。

本市は、持続可能な社会の実現に向けた総合的な取り組みが評価され、2020年には“SDGs未来都市”に採択されました。また、2021年にゼロカーボンシティを宣言し、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指しています。「109万市民の”日常”を脱炭素化」に向けた取り組みを加速させ、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

「杜の都」の環境づくりの歴史

防災環境まちづくり

大震災の経験・教訓と震災復興計画

防災環境ひとづくり

国連防災世界会議開催と
仙台防災枠組の採択等

経験と教訓の伝承等

『仙台市防災・減災のまち推進条例』
の制定



世界の防災文化への貢献・都市ブランドの確立
安全・安心で持続可能な都市づくり

仙台市は2030年度における温室効果ガス排出量を**55%以上**削減します

TOPIC

仙台と世界をつなぐ

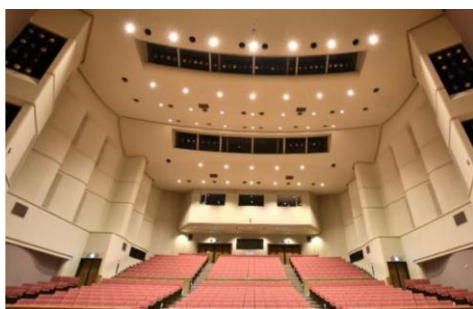
“杜の都の新たなシンボル”



青葉山エリアに文化芸術の総合拠点としての音楽ホールと「防災環境都市・仙台」ならではの災害文化の創造拠点としての中心部震災メモリアル拠点を兼ね備えた、「(仮称)国際センター駅北地区複合施設」の令和13年度中の開館を目指して、整備を進めています

02 エネルギー効率を高める

市有施設の省エネ化改修と老朽化したごみ処理施設の基幹設備更新により、エネルギー効率の向上と施設の長寿命化を図っています。令和7年度は青葉区役所の長寿命化・省エネ化改修と松森工場(ごみ処理施設)の設備更新を予定し、さらなる環境負荷の低減を目指します。



◀ 若林区文化センターホールのLED照明

04 気候変動への適応

近年激甚化する豪雨災害に対応するため、道路・河川・緑地の防災対策を計画的に実施し、市民の安全・安心の確保を図っています。排水性・透水性舗装の採用や護岸工事により、浸水被害の軽減と土砂災害の未然防止に取り組んでいます。令和7年度は引き続き都市計画道路の整備や河川改修工事を実施し、気候変動に対応したレジリエントな都市基盤の構築を進めてまいります。

令和6年度
道路等防災対策、道路整備箇所数：

21箇所



施工前



施工後

▲杉ノ崎蒜但木線の施行前後

01 再生可能エネルギーを作る

市内の小中学校をはじめとする市有施設への再生可能エネルギー設備の導入を推進しており、環境負荷の軽減(温室効果ガス排出削減)に寄与する取り組みとなっています。令和7年度は黒松市民センターへの整備を予定しています。



▲太陽光パネル(坪沼小跡施設)

03 グリーンビルディング

市役所本庁舎をはじめとする環境性能の高い市有施設の新築・改修を通じて、温室効果ガス排出削減を推進しています。自然通風や自然採光、準寒冷地の条件をふまえた高い断熱性能の材料や各種高効率空調設備の採用により、建設段階において『ZEB(Net Zero Energy Building) Ready』などの認証を取得しています。令和7年度も引き続き本庁舎建替事業を実施してまいります。



▲新本庁舎外観(南東)イメージパース



▼新本庁舎地下部分掘削状況

仙台市財政局財政部財政課

仙台市の財政

▼詳細はこちら



<https://www.city.sendai.jp/shikin/shise/zaise/zaimu/zaise/sendaisi/index.html>

▼仙台市債(グリーンボンド)発行情報

<https://www.city.sendai.jp/shikin/shise/zaise/zaimu/zaise/sendaisi/greenbond.html>



「3つのお財布」ってなに？



充
当
事
業

■ GPIF、『2024年度 サステナビリティ投資報告』を刊行

報告書名称を変更し自然資本リスクにも着目

8月29日、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)は『2024年度 サステナビリティ投資報告』を刊行した。報告書名称を「ESG活動報告」から変更し、ユニバーサル・オーナーとして市場全体の持続可能性向上を目指す姿勢を明確化した。今回の報告では、運用受託機関の議決権行使に関する検証や、自然資本・生物多様性リスクに着目した「GPIFの国内株式運用会社が選ぶ『優れたTNFD開示』」を新たに紹介。また、サステナビリティ関連財務情報の開示状況分析や、不祥事が企業業績に与える影響分析にも取り組んだ。内田理事長は、全資産でサステナビリティを考慮し、運用会社と投資先企業の対話を促進することでインベストメント・チェーンの好循環構築を目指すことを表明した。

■ 環境省、「グリーンリスト」改訂に向け意見募集開始

9月2日、環境省はグリーンボンド及びグリーンローンの対象プロジェクト例示リストである付属書1別表(グリーンリスト)の改訂に向け、10月15日まで意見募集を実施すると発表した。グリーンリストは2022年7月策定以降、市場・政策・技術動向を反映し2024年3月と2025年7月に資金使途の拡充を実施してきた。今回は新規調達者・分野への裾野拡大を目的に、具体的な資金使途例、環境改善効果を算出する際の指標例、ネガティブな環境効果の例について市場関係者や資金調達者から意見を募集する。環境省は2017年3月に国際原則に準拠したグリーンボンドガイドラインを策定以降、国内のグリーンファイナンス市場の普及と環境改善効果の信頼性確保に向けガイドラインを継続的に改訂している。

■ デンマーク、欧州グリーンボンド基準に基づく10年債発行へ

9月3日、デンマーク王国は欧州グリーンボンド基準(EuGB Standard)に基づく10年満期の欧州グリーン国債(EuGB)を発行すると発表した。主権国家による同基準での発行は世界初となるとみられる。更新されたグリーンボンドプログラムはEUの文書化、透明性、グリーン投資要件に完全準拠しており、調達資金はエネルギー部門の変革、持続可能な交通、農地転換、自然再生に充当される予定。Sustainable Fitchの外部レビューにより、ICMAのグリーンボンド原則とEuGB Standardへの整合性が確認された。デンマーク国立銀行のクログストラップ総裁は、最高基準の遵守により欧州のグリーン資本市場発展を支援すると表明した。

■ EU、炭素国境調整メカニズム(CBAM)の簡素化を採択

9月10日、欧州議会は炭素国境調整メカニズム(CBAM)の簡素化案を賛成617、反対18、棄権19で最終承認した。2025年2月26日に提示された「Omnibus I」簡素化パッケージの一環で、輸入業者1社あたり年間50トンまでの輸入をCBAM規則から免除する新たな閾値を導入。これにより中小企業や個人を中心とした輸入業者の90%が規則適用から除外される。一方、気候目標は維持され、鉄、鋼、アルミニウム、セメント、肥料からのCO2排出の99%は引き続きCBAMの対象となる。関係者からは「企業の要請に応え手続きを簡素化しつつ、EUの環境目標を維持し2050年カーボンニュートラル達成に完全にコミットする」と述べた。法案はEU理事会の正式承認を経て発効予定。

■ EU 2035年温室効果ガス66.25～72.5%削減範囲を提示

9月18日、EU理事会は「2030年の国が決定する貢献(NDC)」に関する意向表明を承認し、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局に提出した。意向表明は正式なNDCではなく、COP30前にNDCを提出する意図を示すもので、全27加盟国が支持した。パリ協定の1.5℃目標へのコミットメントを確認し、2030年の55%削減目標達成に向け順調に進捗していることを強調。2035年目標として1990年比で66.25%から72.5%の温室効果ガス排出削減の範囲を提示した。この範囲は2030年と2050年の目標間の線形軌道と、現行2030年目標と審議中の2040年目標案に基づく。デンマークのAagaard気候・エネルギー大臣は「EUが団結し国連で明確な声を発する姿勢を示す」と述べた。正式なNDCはEU気候法と2040年目標の合意を踏まえCOP30前に提出予定。

■環境省、第2回グリーンファイナンスセミナーを10月27日開催

9月26日、環境省は第2回グリーンファイナンスセミナーを10月27日15時からオンライン形式で開催すると発表した。グリーンボンド／ローン、サステナビリティ・リンク・ボンド／ローン(SLL)への理解を深め、資金調達を検討する契機とすることを目的としている。セミナーではSLLによる資金調達の流れ、留意事項、フレームワークの概要を環境省が紹介するほか、金融機関と連携しSLL活用の仕組みを構築した長野県と京都府が事例を発表する。対象はグリーンファイナンスに取り組む金融機関、資金調達に関心のある企業、SLLフレームワークに関心のある自治体等で、参加費は無料。

■ 欧州環境機関、環境報告書を発表 2030年目標達成は困難

9月29日、欧州環境機関(EEA)は5年ごとの環境報告書「Europe's environment 2025」を公表した。38カ国のデータに基づく包括的分析により、温室効果ガス排出削減と大気質改善で進展があったものの、ヨーロッパの環境状態は良好でなく、環境の劣化、過剰開発、生物多様性損失が継続していると指摘した。ヨーロッパは地球上で最も急速に温暖化している大陸であり、気候変動の影響が加速している。生物多様性の悪化は今後も続き、2030年の政策目標達成は困難と予測。水資源も深刻な圧力下にあり、人口と領土の3分の1が水ストレスの影響を受けている。報告書は生産・消費システムの変革、自然回復、循環経済への移行、脱炭素化の加速が急務と強調し、欧州グリーンディール政策の実施強化を求めた。

■ IAEA、ALPS処理水の追加モニタリング分析結果を公表

～人・環境への影響は無視できる水準と確認

10月6日(オーストリア・ウィーン時間)、国際原子力機関(IAEA)は、ALPS処理水に関する追加モニタリングの分析結果報告書2件を公表した。2025年2月に採取された海水希釈前のALPS処理水と、4月に採取された海水希釈後・海洋放出前のALPS処理水について、IAEAの研究所、第三国分析機関(フランス、中国、韓国、スイス、ロシア)及び東京電力がトリチウム等の放射性物質濃度を分析した。両報告書において、各参加分析機関の測定結果は、2023年7月公表の「IAEA包括報告書」が示した「ALPS処理水の海洋放出が人及び環境に与える放射線影響は無視できる」との結論と整合していることが確認された。経済産業省は今後もIAEAと緊密に連携し、透明性高く情報提供を継続する方針。

< ご注意事項 >

○本資料に記載の商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等（株式（株式・ETF・J-REITなど）の売買取引の場合は約定代金（単価×数量）に対し、最大1.265%（税込み）（手数料金額が2,750円を下回った場合は最大2,750円（税込み））の売買手数料、国内株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。外国株式の海外委託取引には、約定代金に対し、最大1.518%（税込み）の売買手数料をいただきます。外国株式の国内店頭（仕切り）取引では、お客さまの購入および売却の単価を当社が提示します。この場合、約定代金に対し、別途の手数料および諸費用はかかりません。債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は購入対価のみをお支払いいただきます。なお、取引価格には、販売・管理等に関する役務の対価相当額が含まれております。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等）をご負担いただきます。ただし、株式累積投資は一律1.265%（税込み）の売買手数料となります。

2037年12月までの間、復興特別所得税として、源泉徴収に係る所得税額に対して2.1%の付加税が課税されます。

※外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料および公租公課その他の賦課金が発生します（外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その合計金額等をあらかじめ記載することはできません）。外国株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

なお、各有価証券等は、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による評価額の変動によって損失が生じるおそれがあります。また、有価証券等は、発行体やその他の者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、評価額が変動することによって損失が発生するおそれがあります。債券については元本や利子の支払いの停滞もしくは支払い不能の発生または特約による元本の削減等のおそれがあります。金融機関が発行する債券は、信用状況の悪化により本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。外国証券については、為替相場の変動によって、売却後に円換算した場合の額が下落することによって損失が生じるおそれがあります。

商品毎の手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書または上場有価証券等書面を十分にお読みください。

○お客さまの個人情報、当社または関連会社、提携会社の取扱商品の勧誘・販売・運用およびそれらに関するサービスのご案内、市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のための他、当社の利用目的の範囲内で利用させていただきます。なお、当社における個人情報の取扱いおよび利用目的の詳細は、当社ホームページ（<https://www.okasan.co.jp>）をご覧ください。ただし、このようなご案内が不要の場合は当社まで申し出ください。以降、当社からのご案内をお送りしないよう対処させていただきます。

（2025年7月改訂）

商号等：岡三証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第53号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会